# 資　格

## 競争参加者の資格に関する公示

平成25・26年度において農林水産省大臣官房経理課等（別記１の発注機関）における建設工事及び測量・建設コンサルタント等に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

平成24年11月５日

農林水産省大臣官房経理課長　山下　容弘

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　13

１　契約の種類及び業種の区分

［掲載順序　契約の種類：業種の区分］

⑴　建設工事：土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事

⑵　測量・建設コンサルタント等：測量、土地家屋調査、建設コンサルタント、建築士事務所、計量証明、地質調査、補償コンサルタント、その他

２　申請の時期

⑴　平成25年４月からの資格付与を希望する者

①　インターネットの場合（建設工事に限る。）　平成24年12月３日から平成25年１月15日までの間（受付時間は、土曜日、日曜日、祝日及び平成24年12月29日から平成25年１月３日までの終日を除く９時から17時まで）に次のアドレスへアクセスして申請用データを送信すること。

https://www.pqr.mlit.go.jp（国土交通省）

②　郵送の場合　平成25年１月７日から平成25年１月31日（当日消印有効）までの間に郵送（書留又は簡易書留に限る。）すること。

③　持参の場合　平成25年１月15日から平成25年１月18日までの間（受付時間は、10時から16時まで）に申請すること。

⑵　上記２⑴②及び③の期限後の申請については、随時に受け付けるが、資格の付与は平成25年５月以降となる。

３　申請の方法

⑴　申請書の入手方法

①　インターネットの場合　インターネットを使用して申請を行う者（建設工事に限る。）は、上記２⑴①に掲げるアドレスにアクセスし、平成24年11月30日までにパスワードの請求手続きを行い、入手したパスワードを用いて平成25年１月15日までに申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。

②　郵送又は持参の場合　当省所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）は、平成24年11月５日以降、農林水産省ホームページから入手することができる。

http://www.maff.go.jp/j/supply/sanka_sikaku/index.html（農林水産省）

⑵　申請書の提出方法

①　インターネットの場合　インターネットを使用して申請を行う者（建設工事に限る。）は、上記３⑴①により得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを送信するものとする。ただし、添付書類として、納税に関する証明書については、入力プログラムを用いて電子納税証明書を送信するか、又は受付期間内に次の②アｃに掲げる納税証明書を別記２に掲げる送付先へファクシミリにより送信すること。

なお、次に掲げる場合には、インターネットを使用した建設工事の申請はできないので、郵送又は持参による申請を行うこと。

ア　競争参加資格申請の直前に通知を受けた経営事項審査の審査基準日が平成23年６月30日以降のものでない場合で、さらに、平成25・26年度の資格審査にあたっては、平成24年７月１日付けで改正された基準による経営事項審査の総合評定値の通知を受けていない場合

イ　経常建設共同企業体に係る申請の場合

ウ　事業協同組合で総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する場合

エ　協業組合・企業組合で一定の組合員に関する書類を提出する場合

オ　合併会社又は合併と同等と見なし得る営業譲渡を受けた会社で新たに申請を行う場合（合併等の後、既に再認定を受けている場合は除く。）

カ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始決定、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始決定を受けた者で再認定を受けていない場合

キ　グループ経営事項審査又は持株会社化経営事項審査を受けている場合

②　郵送又は持参の場合　郵送又は持参により申請を行う者は、申請書に次の書類を添付し、別記３に掲げる申請書の提出場所へ提出すること。

ア　建設工事の申請を行う場合

ａ　営業所一覧表

ｂ　総合評定値通知書の写し

ｃ　納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第９号書式その３又はその３の２若しくはその３の３）の写し

ｄ　共同企業体協定書の写し（共同企業体として申請する場合）

ｅ　共同企業体等調書（共同企業体として申請する場合）

ｆ　申請者が合併新設会社又は合併存続会社で合併後５年未満の場合には当該事実を証明する書類

ｇ　グループ経営事項審査及び持株会社化経営事項審査の結果に基づく申請の場合には企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書

ｈ　行政書士等の代理申請による場合には委任状

イ　測量・建設コンサルタント等の申請を行う場合

ａ　営業所一覧表

ｂ　財務諸表類

ｃ　登記事項証明書又は登記簿謄本（法人の場合）若しくはその写し

ｄ　登録証明書等（登録を受けている場合）又はその写し

ｅ　納税証明書（国税通則法施行規則別紙第９号書式その３又はその３の２若しくはその３の３）の写し

ｆ　行政書士等の代理申請による場合には委任状

⑶　申請書等の作成に用いる言語

①　申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、外国語で記載されたその他の書類は、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

②　提出書類のうち、金額欄に外国貨幣額を使用している場合は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により邦貨額に換算し、記載すること。

４　競争に参加することができない者

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条に該当する者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者

⑶　申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者又はこの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

⑷　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない場合

⑸　経営事項審査において、総合評定値通知を受けていない場合

⑹　数人の建設業者が共同して工事を施工する協定により結成した企業体であって、上記４⑴から⑸までに該当する構成員を含む者

５　競争参加の資格及びその審査

⑴　競争に参加できる者の資格審査は、別記４又は別記５の総合数値をもって行う。

⑵　競争に参加できる者の資格は、上記５⑴により別記６の業種別等級区分に基づいて格付けする。

６　資格審査結果の通知

「資格確認通知書」により通知（郵送）する。